

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社ツツミ
【英訳名】	TSUTSUMI JEWELRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 互 智司
【本店の所在の場所】	埼玉県蕨市中央4丁目24番26号
【電話番号】	048(431)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理室長 鶴見 正武
【最寄りの連絡場所】	埼玉県蕨市中央4丁目24番26号
【電話番号】	048(431)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理室長 鶴見 正武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第53回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

総額1,093,864,870円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として互 智司及び岡野勝美の両氏を選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として鈴木 剛氏を選任する。

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案 株主価値向上に向けた中期経営計画策定に関する定款一部変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 中期経営計画

（株主価値向上に向けた中期経営計画）

第43条 当社は、毎事業年度、当該事業年度を初年度とする3事業年度の中期経営計画を策定する。

2．前項の中期経営計画における最終事業年度の数値目標の達成状況については、毎事業年度、これを開示するものとする。

3．第1項に定める中期経営計画には、以下の事項を含むものとする。

（1）最終事業年度における投下資本利益率（ROIC）の目標

（2）前号に定めるROIC算定時における投下資本の金額及び内訳

（3）当該計画の策定時において当社が認識する加重平均資本コスト（WACC）

（4）前号に定めるWACC算定時における株主資本コストの前提条件

（5）各事業年度の自己資本配当率（DOE）の目標

（6）最終事業年度における上場要否の判断及びその判断根拠

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役1名（候補者：松橋理）を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	139,472	4,048	0	97.13	可決
第2号議案					
互智司	125,454	18,070	0	87.37	可決
岡野勝美	133,023	10,501	0	92.64	可決
第3号議案					
鈴木剛	141,324	2,196	0	98.42	可決

< 株主提案（第4号議案及び第5号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第4号議案	6,412	137,097	0	4.46	否決
第5号議案					
松橋理	6,487	137,036	0	4.51	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案、第3号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決又は否決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上